

健康観察記録表（インフルエンザ報告書）について

インフルエンザと診断された場合

令和2年12月から再登園時には、これまでの「治癒証明書」（園によっては「証明書」「意見書」などの名称の場合もあります）からこの健康観察記録表（インフルエンザ報告書）に変更します。

※インフルエンザ以外の感染症については変更ありません。「治癒証明書」「証明書」「意見書」などの提出が必要です。

1 主治医に、再受診の日を確認してください。

2 園に連絡してください。

- ・医療機関受診後インフルエンザと診断されたら、園にご連絡ください。
- ・インフルエンザを発症した日から再登園する前日までの間は「健康観察記録表」のインフルエンザ欄に「○印」を付けてください。また、医療期間を受診した日には備考欄に医療機関名を記入してください。
- ・診断された日（登園し早退した場合は翌日）から再登園日までの間、出席停止の取り扱いとします。

3 自宅で静養

- ・医師の指示に従って静養してください。
- ・「健康観察記録表」に毎日体温や健康状態を記録してください。

4 主治医の指示がある場合、症状が改善しない場合など再受診

- ・再受診するときは、「健康観察記録表」を持参しましょう。
- ・再登園可能な日を主治医に確認しましょう。
- ・医療期間を受診した日には「健康観察記録表」の備考欄に医療機関名を記入してください。

5 再登園する日の保護者確認欄に署名

- ・再登園日の朝に保護者が「健康観察記録表」を園へ提出してください。

○登園する日の朝に確認しましょう

- ・熱は下がっていますか？
- ・主治医に再登園について確認しましたか？
- ・（再登園する日のみ）保護者確認欄が記入されていますか？



健康観察記録表（インフルエンザ報告書）

袁

組 名前：

[illegible]